

めじろ台ハイム 使用細則

平成 30 年 11 月 1 日

めじろ台ハイム管理組合法人

めじろ台ハイム使用細則

第1章 総則

(趣旨)

- 第1条 この細則は、めじろ台ハイム管理組合法人管理規約（以下「規約」という）第18条（使用細則）の規定に基づき、対象物件の使用に関し、区分所有者及び占有者が遵守すべき事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この細則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一 占有者 規約第2条（定義）第三号に規定する区分所有者以外の専有部分の占有者をいう。
 - 二 共用部分等 規約第2条（定義）第七号に規定する共用部分及び付属設備施設をいう。
 - 三 専用使用権 規約第2条（定義）第八号に規定する敷地及び共用部分等の一部について特定の区分所有者が排他的に使用できる権利をいう。
 - 四 対象物件 規約第4条（対象物件の範囲）において規定する別表第1表（対象物件の表示）に記載された敷地、建物及び付属設備をいう。
 - 五 管理組合法人 規約第6条（管理組合法人）第1項に規定するめじろ台ハイム管理組合法人をいう。
 - 六 バルコニー等 規約第14条（バルコニー等の専用使用権）第1項において規定する別表2の1（バルコニー等の専用使用権）に掲げるバルコニー、玄関扉、窓枠、網戸、窓ガラスをいう。
 - 七 バルコニー等の専用使用権者 規約第14条（バルコニー等の専用使用権）第1項において規定する別表2の1に掲げるバルコニー等について専用使用権を有する区分所有者をいう。
 - 八 理事長 規約第38条に規定する理事長をいう。
 - 九 総会 規約第42条（総会）に規定する総会をいう。
 - 十 理事会 規約第51条（理事会）に規定する理事会をいう。

(使用細則の効力及び遵守義務)

- 第3条 この細則は、区分所有者の包括承継人及び特定承継人に対しても、その効力を有する。
- 2 占有者は、区分所有者がこの細則に基づいて負う義務と同一義務を負うものとし、同居する者に対してこの細則に定める事項を遵守させなければならない。

(対象物件内での共通の禁止行為)

- 第4条 区分所有者は、対象物件内において、次の号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 騒音、振動、悪臭及び煤煙等を発生させる行為
- 二 引火、発火及び爆発のおそれのある物品の製造、所持又は持込み
- 三 廃油、強酸性の溶液及び溶剤等を排水管に流して廃棄
- 四 枯葉、ごみその他の廃棄物の埋設、散布又は焼却
- 五 建物の構造体に影響を及ぼすおそれのある大型金庫等の重量物の搬入又は設置（目安として1㎡あたり100kg以上）
- 六 共用部分の廊下、階段、壁面床、手摺、エレベータ内パネル等に落書きや傷をつける行為
- 七 窓やバルコニー、廊下等から物を投げ落とす行為
- 八 その他前各号に準ずる行為で他の区分所有者又は占有者の迷惑となる行為

第2章 専有部分の使用

（住宅としての用途として認められない行為）

第5条 次の各号に掲げる行為は、住宅として使用するものとは認められない。

- 一 営利活動を目的に外部から訪問者を招き入れる行為
- 二 不特定の第三者に名目を問わず使用料等を徴収することを目的に宿泊や滞在場所として提供する行為
- 三 不特定又は多数の区分所有者以外の者を専有部分に宿泊させ、又は、これらの者に貸し出す行為

（専有部分の使用上の配慮）

第6条 カーテン、ジュタン、人工芝等について極力防災性のものを使用すること。
また、各戸において家庭用消火器をできるだけ備えること。

（専有部分の修繕等とバルコニー等の修繕）

第7条 管理規約第17条第1項の承認を要しない修繕等を行う場合は、工事予定日7日前までに工事届出書を理事長に届けること。その様式は別紙様式1に掲げるとおりとする。

- 2 管理規約第17条第1項の承認を要する修繕等を行う場合、又は、管理規約第21条第1項のただし書きに基づくバルコニー等の修繕を行う場合は、工事予定日14日前までに理事長に申請し、理事会の承認を得なければならない。その申請書式は別紙様式2に掲げるとおりとする。

（専有部分の貸与に係る誓約書の届出）

第8条 規約第19条（専有部分の貸与）第2項の誓約書の様式は、様式3に掲げるとおりとする。

（資格喪失の届出）

第9条 規約第31条（届出義務）の書面の様式は、様式4に掲げるとおりとする。

(通知を受けるべき場所の届出)

第 10 条 規約 43 条（招集手続）第 2 項の通知を受けるべき場所の設定、変更又は廃止は、速やかに管理組合法人に届け出なければならない。その様式は様式 5 に掲げるとおりとする。

(入居の届出等)

第 11 条 区分所有者又は占有者が新たに入居したときは、すみやかにその旨を管理組合法人に届け出「居住者実態調査表」を提出しなければならない。入居以後は毎年「居住者実態調査表」を提出しなければならない。

(ペットの飼育)

第 12 条 当マンション内において、他の居住者に迷惑を及ぼすようなペットの飼育をやめること。迷惑を及ぼしていることが明らかになった場合は、速やかに手放さなければならない。

2 犬、猫の飼育に関しては必ず犬猫の会に入会し、「めじろ台ハイム犬猫飼育細則」（以下「犬猫細則」という。）及び「めじろ台ハイム犬猫の会会則」（以下会則という。）を厳守しなければならない。

3 犬、猫飼育に関し、飼育者、非飼育者からなる理事会に直属する「犬猫飼育評価委員会」を設置する。「犬猫飼育評価委員会」は、飼育細則及び会則につき、その遵守実態を理事会に報告することができる。

第 3 章 敷地及び共用部分等の使用

(敷地及び共用部分等でのその他の禁止行為)

第 13 条 区分所有者は、敷地及び共用部分等において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 建物保全に影響を及ぼすおそれのある共用部分の穿孔、切削又は改造

二 広告物の掲示又は設置その他の建物の外観の変更を伴う使用
ただし、一階店舗部分に当該する外壁については、店舗は理事会の許可を得て美観を損なわぬ広告を掲示することが出来る。

三 専用使用権のない庭、廊下、階段その他の敷地及び共用部分等への物品の設置若しくは放置又はその占拠、その他排他的な使用。ただし、別表 1 に記載する使用者は、共用部分(敷地)の一部又は共用部分の一部の部屋を排他的に使用することを認められる。

四 所定の駐車場及び自転車置場以外の場所への駐車又は駐輪
なお、保管管理責任は所有者又は利用者が負うこととする。

五 ポンプ室、受水槽、機械室、屋上（物干し場を除く）に立ち入ること

六 その他敷地及び共用部分等の通常の用法以外の使用

(バルコニーの適正な保存行為)

第 14 条 バルコニー等の専用使用権者は、バルコニー等の価値及び機能維持増進を図るため、その責任と負担において次の各号に掲げるバルコニー等の適正な保存行為を行わなければならない。

- 一 保守維持
- 二 清掃、消毒及びごみ処理
- 三 その他バルコニー等の通常の使用に伴う保存行為

(バルコニー等の使用禁止行為)

第 15 条 バルコニー等の専用使用権者は、バルコニー等において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 煉瓦、モルタル、コンクリート及び多量の土砂による花壇等（芝生を含む。）設置又は造成
- 二 家屋、倉庫、物置、サンルーム、ビニールハウス、縁側、遊戯施設その他の工作物の設置又は築造
- 三 アンテナ類の設置（ただし、東経 124 度/128 度衛星用アンテナは外部から見えにくい位置に設置することで禁止除外とする）
- 四 緊急避難の妨げとなる物品の設置又は放置
- 五 手すりを毀損し、又は落下のおそれのある物品の設置若しくは取付け
- 六 寝具類、洗濯物を手すりに干すこと
- 七 洗濯機の設置及び稼動、洗濯水や生活排水を流すこと
(バルコニーの水は雨水として直接川に流れ込むので環境保護上禁止)
- 八 その他バルコニーの通常の用法以外の使用

(原状回復義務等)

第 16 条 バルコニー等の使用により配線、配管、フェンスその他共用部分等を毀損し、又は対象物件内における共同生活の秩序を乱す行為を行ったときは、当該占有者又は区分所有者がその責任と負担において原状回復及びこれにより発生した損害を賠償しなければならない。

- 2 占有者又は区分所有者（以下この条において「義務者」という。）が前条及び前項の義務を履行しない場合又は履行しても十分でない場合において、本項から第 5 項までに規定する措置以外の方法によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行又は不完全な履行を放置することによって区分所有者の共同の利益を著しく害することが明らかであるときは、管理組合法人は、自ら原状回復その他の必要な措置を講じ、又は第 3 者をしてこれを講じさせ、その費用を義務者から徴収することができる。
- 3 前項の規定による措置をするには、相当の履行期限を定め、その期限までに履行がなされないときは、当該措置をなすべき旨を示して、あらかじめ義務者に通知を発しなければならない。

- 4 義務者が前項の期限までにその義務を履行しないときは、理事長は、総会の決議を経て、当該措置をする時期及び当該措置に要する費用の概算による見積額を示して、義務者に通知を発するものとする。
- 5 規約第 43 条（招集手続）第 2 項及び第 3 項の規定は、前二項の通知に準用する。

（窓ガラスの改良）

- 第 17 条 共用部分である各戸の窓ガラスは、サッシ枠に手を加えないペアガラスへの交換を区分所有者の責任と負担において実施することができる。
- 2 前項を実施する場合は、工事予定日 14 日前までに理事長に申請し、理事会の承認を得なければならない。その申請書式は別紙様式 2 に掲げるとおりとする。

第 4 章 その他の共通の利用調整等

（集会室の利用）

- 第 18 条 集会室は、別添集会室使用細則に従い使用申込により使用することができる。

（ごみ処理）

- 第 19 条 区分所有者は、対象物件内において、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 一 八王子市から指示されている所定の時期、区分及び方法に従ってごみ集積所にごみを出すこと。
 - 二 粗大ごみを処理する場合も八王子市からの指示に従って出すこと。

第 5 章 雑則

（届出及び申請書類の保管等）

- 第 20 条 この細則第 7 条から第 10 条まで及び第 17 条の届出書類または申請書類は、理事長が責任を持って管理組合室等に保管するものとする。なお、保管期限は以下のとおりである。

様式番号	書類名	保管期限	関連条項
様式 1	専有部分修繕等工事届出書（承認書）	5 年	第 7 条
様式 2	工事申請書	5 年	第 7 条 第 17 条
様式 3	誓約書	効力期限喪失後 3 年	第 8 条
様式 4	組合員資格変更届	5 年	第 9 条
様式 5	通知受領場所届	組合員資格喪失後 3 年	第 10 条

- 2 理事長は、前項の保管期間を経過した届出書類は、いつでも廃棄することができる。
- 3 理事長は、みだりに届出書類を閲覧させてはならない。ただし、対象物件の管理のために管理組合法人が必要とするとき、捜査機関が捜査のために必要とするときその他法令の定めによるときは、この限りでない。
- 4 理事長は、届出書類の用紙を、管理員室に常備しておくこと。

(紛争解決等の責任)

第 21 条 対象物件の使用に関し、他の区分所有者又は占有者との間に紛争が生じたときは、区分所有者及び占有者は、誠実にその紛争の解決又は処理に当たらなければならない。

- 2 前項に規定する場合において、紛争の当事者は、理事会に対して意見を求めることができる。

(細則外事項)

第 22 条 この細則に定めのない事項については、規約又は他の使用細則に定めるところによる。

(細則の改廃)

第 23 条 この細則の変更又は廃止は、総会の決議を経なければならない。ただし、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければ、することができない。

(細則原本)

第 24 条 この細則を証するため、理事長及び理事長の指名する 2 名の区分所有者が記名押印した細則を 1 通作成し、これを細則原本とする。

- 2 細則原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。
- 3 理事長は、所定の掲示場所に、細則原本の保管場所を掲示しなければならない。

(効力)

第 25 条 この細則は、平成 28 年 11 月 1 日から効力を発する。

使用細則改訂履歴

昭和	60年	2月	3日	制定	
平成	9年	3月	1日	改正	
平成	20年	9月	1日	改正	
平成	21年	10月	18日	改正	
平成	22年	10月	16日	改正	
平成	23年	10月	15日	改正	
平成	24年	10月	20日	改正	第28回通常総会承認
平成	26年	10月	18日	改正	第30回通常総会承認
平成	28年	10月	15日	改正	第32回通常総会承認
平成	29年	10月	21日	改正	第33回通常総会承認
平成	30年	10月	20日	改正	第34回通常総会承認

様式 1

専有部分修繕等工事届出書

20 年 月 日

めじろ台ハイム管理組合法人理事長殿

住戸番号 号室

区分所有者氏名 印

専有部分の修繕等の工事を実施したいので、使用細則第7条第1項の規定に基づき下記の通り届出ます。尚、本工事の対象は共用部分でなく、且つ、工事が共用部分又は他の専有部分に影響を与えるおそれはありません。

1	対象住戸	号室	
2	工事期間	20 年 月 日着工	
		20 年 月 日完了	
3	施工業者	社 名	
		住 所	
		責 任 者 名	
		電 話 番 号	
4	工事の概要	該当項目に○をつけてください。 給排水管取替 床張替 浴槽等取替 台所設備取替 間仕切りの変更 壁紙交換 エアコンの設置、 照明器具の設置、 その他 変更または取替 変更または取替 「その他」の場合は、下記の括弧内に概要を記述すること 【 】	

下記の質問に対し「はい」又は「いいえ」に、○をつけて教えてください。

a.	本工事は共用部分の修繕又は改良ですか? (共用部分には、窓枠、窓格子、窓ガラス、網戸、 バルコニー側ドアサッシ、玄関ドア、トランクルームドア、給湯 室ドア、バルコニー床を含みます。)	はい	いいえ
b.	躯体コンクリートに手を加えますか? (例えば、躯体コンクリートに穴を開けたり、釘を打ちますか?)	はい	いいえ
c.	共用部分である給排水本管とのパイプ接続をしますか?	はい	いいえ
d.	排気管の工事ですか?	はい	いいえ

尚、本文書には、設計図、仕様書および工程表を、必ず添付してください。

注意事項

- (1) 給排水管の取替工事の場合、床下の既設管は撤去してください。
- (2) 便器の取替えの場合、ガスケット及びパッキンを万全に施し、漏水対策を完全にしてください。
- (3) トイレ床下で、雑排水管と污水管を接続しないでください。
- (4) 資機材の搬入には、第3号エレベータを使用してください。
- (5) 通路および、エレベータの養生をしてください。
- (6) 工事に伴う、騒音、振動、臭気等発生などは、最小限に留めるようにしてください。
- (7) 工事日および時間は、土曜、日曜、国民休日を除く平日の午前9時から午後5時までに行ってください。

工 事 誓 約 書

20 年 月 日

めじろ台ハイム管理組合法人理事長殿

今般、 号室の工事を担当するに当たり、めじろ台ハイム管理組合法人の管理規約及び使用細則等を厳守し、居住者へご迷惑の掛からないように、細心の注意を払って、施工いたします。

本社住所

社 名

代 表 者

印

区分所有者→施工業者→管理組合法人→区分所有者(写し)

様式 2

工事申請書

20 年 月 日

めじろ台ハイム管理組合法人理事長殿

住戸番号 号室

区分所有者氏名 印

下記の工事のいずれかを実施したいので、申請を致します。

- a. 共用部分または他の専有部分に影響を与える専有部分の修繕等
(管理規約第 17 条第 1 項の承認を要する工事)
- b. バルコニー等の修繕
(管理規約第 21 条第 1 項のただし書き部分の工事)
- c. 窓ガラスの改良
(管理規約第 22 条第 2 項及び使用細則第 17 条第 1 項に基づく改良)

1	対象住戸	号室	
2	工事期間	20 年 月 日着工	
		20 年 月 日完了	
3	施工業者	社 名	
		住 所	
		責任者名	
		電話番号	

尚、本文書には、設計図、仕様書及び工程表を、必ず添付してください。

工事承認書

20 年 月 日

殿

20 年 月 日に申請のありました
いて、実施することを承認いたします。

号室における改修等の工事につ

管理組合法人理事長 印

工事対象として、a. b. c. のどれかに○をつけてください。

- (1) 資機材の搬入には、第3号エレベータを使用してください。
- (2) 通路およびエレベータの養生をしてください。
- (3) 工事に伴う、騒音、振動、臭気等の発生などは、最小限に留めるようにしてください。
- (4) 工事時間は、土曜、日曜、国民休日を除く平日の午前9時から5時までにしてください。
- (5) 「バルコニー等」には、窓枠、窓ガラス、窓格子、網戸、ドア、バルコニーの床、バルコニーでの隣の住戸との仕切り板を含みます。

20 年 月 日

今般、号室の工事を担当するに当たり、めじろ台ハイム管理組合法人の管理規約及び使用細則等を厳守し、居住者へご迷惑の掛からないように、細心の注意を払って、施工いたします。

印

20 年 月 日

めじろ台ハイム管理組合法人殿

誓 約 書

私(署名人)は、めじろ台ハイム(八王子市櫛田町 1214 番地 1)に入居するにあたり、下記を誓約します。

1. 私は、管理規約第 19 条第 2 項に基づき、管理規約及び使用細則等を遵守します。
2. 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第六号に規定する暴力団員(以下、「暴力団員」という。)でないことを誓約します。また、同居人(将来同居する場合も含む。)についても、暴力団員ではないことを誓約します。私が区分所有者の場合、私又は同居人が暴力団員であることが判明したときは、めじろ台ハイム管理組合法人による専有部分の使用禁止請求及び区分所有権の競売に異議を申し立てません。
私が専有部分の貸与を受けた者の場合、私又は同居人が暴力団員であることが判明したときは、区分所有者による当該専有部分の引渡し請求に応じます。

専有部分の住戸番号	
名前 (署名)	印
どちらかに○をつけてください	• 区分所有者 • 占有者

様式 4 組合員資格変更届出書（転入・転出届出書）

20 年 月 日

めじろ台ハイム管理組合法人理事長殿

めじろ台ハイムにおける区分所有権の取得・喪失（転出・転入）について、下記のとおり届出ます。

住戸番号.....号室

◆ 区分所有権取得者 又は/かつ 転入者 （該当するものを○で囲む）

氏名.....印 （電話番号：.....）

転入日	20 年 月 日	
管理費・修繕積立金の支払	支払開始月	20 年 月分から
	引き落とし方法	郵便局
		口座名
		記号 口座番号
		山梨中央銀行・めじろ台支店
		口座番号
	備考	当月分は前月末に引き落とされます
申込み	駐車場	有 無
	バイク置場	有 無
	駐輪場	有 無

◆ 区分所有権喪失者 又は/かつ 転出者 （該当するものを○で囲む）

氏名.....印

転出日	20 年 月 日	
管理費等支払	管理費・修繕積立金 駐車場使用料金	月分まで支払 月分まで支払
駐車場保証金返却	☆	
バイク置場料の精算	☆	
自転車置場料の精算	☆	
転出後の住所		
転出後の電話番号		

☆印は管理組合法人で記入

《 管理員 → 理事長 → 会計担当理事 → 串田会計事務所 》

コピー

通知受領場所届

20 年 月 日

めじろ台ハイム管理組合法人

理事長殿

私は、めじろ台ハイム管理規約第 43 条の規定に基づき、めじろ台ハイム管理組合法人の総会の通知を受けるべき場所について、下記の通り届出ます。

氏名.....印

記

1. 住戸番号.....号室

2. 届出の事由（該当するものを○で囲む）

1. 設定 2. 変更 3. 廃止（専有部分の所在地宛に変更）

3. 通知を受けるべき場所

氏名(名称)

住所(所在地).....

電話.....

以上

別表 1 譲渡禁止使用権を供与する敷地及び共用部分等

敷地若しくは廊下の一部又は部屋	使用者	使用料金の有無	位置	期間及びその他条件
送電会社借室	東京電力パワーグリッド(株)	無料	第1変電室の南側の一室	建物除却まで
電力柱(2基)設置の敷地	東京電力パワーグリッド(株)	有料	北側歩道東西に各1基	2年間。 ただし自動更新。
郵便差出箱設置の敷地	日本郵便(株)	無料	敷地寸法や位置は使用者との契約書で定める	使用者との土地使用貸借契約書で定める
空調室外機設置の敷地	日本郵便(株)、はざま薬局、及び井脇医院			
自動販売機及び缶入れ箱設置の敷地	はざま薬局、及び(株)楼蘭			
看板設置の敷地	はざま薬局			
シンボルサイン設置の敷地	日本郵便(株)			
案内掲示板設置の敷地	日本郵便(株)			
モデム収容箱設置の廊下の一部	東日本電信電話(株) KDDI(株)	有料	二階共用廊下の一部	
駐車場	管理規約第15条、駐車場使用細則及び駐車場使用契約で定める			
オートバイ置場	管理規約第15条及びオートバイ置場使用細則で定める			
自転車置場	管理規約第15条及び自転車置場使用細則で定める			

めじろ台ハイム 駐車場使用細則

2019 年 11 月 1 日

めじろ台ハイム管理組合法人

駐 車 場 使 用 細 則

(目的)

第 1 条 この細則は、めじろ台ハイム管理組合法人管理規約第 15 条(駐車場、オートバイ置場及び自転車置場の使用)の規定に基づき、駐車場の管理運営及び使用に関し、必要な事項を定める。

(駐車場)

第 2 条 この細則が規定する駐車場は、めじろ台ハイムの共用部分にある駐車場を指す。めじろ台ハイム管理組合法人(以下、管理組合法人という)が賃借している駐車場は対象でない。

(契約者)

第 3 条 駐車場を使用する者は、管理組合法人と駐車場使用契約書(様式 1)を交わす。駐車場使用契約書を交わした者を、以下、契約者と称する。

(駐車場の使用申込者及び契約者の資格)

第 4 条 駐車場の使用申込者及び契約者は、めじろ台ハイムの区分所有者であり、かつ、住民票、又は法人登記簿等に記載されている住所が八王子市栢田町 1214 番地 1 内である者でなければならない。

2 契約者、契約者の相続人、又は契約者の同居者は、前項に変更が生じたら、速やかに駐車場使用解約申込書(様式 3)を管理組合法人に提出しなければならない。

3 契約者は使用申込者と同一人でなければならない。

(駐車できる自動車の使用者名義人)

第 5 条 駐車場に駐車できる自動車の使用者名義人は、契約者と同一人でなければならない。使用者名義人とは、自動車検査証の「使用者の氏名または名称」欄に記載された名前の個人又は法人を指す。「使用者の氏名または名称」欄が米印(***)の場合は、「所有者の氏名または名称」欄に記載された名前が、「使用者の氏名または名称」の名前とみなす。

2 前項にかかわらず、株式会社楼蘭と井脇医院の駐車区画に駐車する自動車の使用者名義人は契約者以外でもよい。

3 第 1 項を担保するため、契約者は、駐車する自動車を変更した場合、自動車検査証の写しを添えて、自動車車種変更届(様式 4)を管理組合法人に提出しなければならない。

(使用の申込)

第6条 使用申込者が管理組合法人に使用申込書(様式2)を提出することで、駐車場の申込みがなされたとする。

2 一人の区分所有者は2台(駐車場2区画)以上の申込みはできない。

3 一人が複数区画の専有部分を所有していても、2台(駐車場2区画)以上の申込みはできない。

4 1つの専有部分を複数人で共有している場合、その数人のうちの一人しか申込みはできない。

5 第7条で、管理組合法人により指定された駐車区画での使用を使用申込者が辞退した場合、その使用申込書は無効となる。ただし、駐車区画18及び20を奥行極短を理由として辞退する使用申込者の使用申込書は有効で、駐車区画の空き待ち順位の筆頭を維持できる。

(使用の開始)

第7条 駐車区画に空きがでた場合、管理組合法人は最も早く使用申込書を提出した申込者に駐車区画を指定し、この細則に諮り、その使用を認める。

(契約期間)

第8条 契約期間は契約日から3月31日までとする。ただし、2月末日までに、管理組合法人もしくは契約者から別段の意思表示がない限り、同一条件でこの契約を更に12ヶ月延長継続する。

2 契約者が契約期間中に、契約を終了する場合は、契約終了の30日前までに、駐車場使用解約申込書(様式3)を管理組合法人に提出することにより、駐車場使用契約を終了できる。

3 契約者が第4条の資格を失った時、又は死亡した時は、契約を終了する。ただし、契約者の配偶者が第4条第1項及び第5条第1項の資格を充たせば、その配偶者は契約の権利を承継することができる。

(保証金)

第9条 この契約に基づく契約者の債務を担保するため、契約者は保証金として金5万円を管理組合法人に差し入れるものとする。保証金は無利息とし、この契約の終了の際、管理組合法人から契約者に返還される。

2 第10条の契約の強制解除が適用された場合、滞納駐車場使用料、又は第10条3項の移動若しくは必要な処置に伴う費用に充てたのち、その残高を契約者に返還する。

(契約の強制解除)

第10条 次の各号のいずれかに該当する事由があれば、管理組合法人は何らの

催告無しに駐車場使用契約を解除できる。

- 一 駐車場使用料を 20 日以上滞納した場合
- 二 契約者が第 4 条の契約者の資格を失った場合
- 三 第 5 条で定めた自動車以外の自動車が正当な理由なく 30 日以上駐車していた場合
- 四 第 12 条、第 13 条、又は第 16 条が履行されなかった場合
- 五 道路運送車両法第 99 条の 2 第 1 項で規定する違法改造車両を駐車していた場合

2 前項により契約が解除される場合は、管理組合法人が通告した指定日までに契約者は駐車区画を明け渡さなければならない。この場合、契約者は指定日までの駐車場使用料を支払わなければならない。

3 契約者が前項の義務を履行しない場合、管理組合法人は自動車の移動、又は必要な措置を講ずることができる。その措置に伴う費用は、契約者が負担する。

(駐車場使用料)

第 11 条 契約者は駐車場使用料を管理組合法人に支払う。

- 2 駐車場の駐車区画とその使用料の月額は別表 1 に示す通りとする。
- 3 駐車場使用料は、前月末日までに支払う。
- 4 管理組合法人は、管理費等の引落とし口座から駐車場使用料を徴収する。その徴収は、管理費等と一括して行う。
- 5 管理組合法人総会で使用料の変更が決議された場合、新しい管理規約の発効日の翌月 1 日から、新料金を適用する。
- 6 使用開始の月の使用日数が 31 日未満でも、使用料の月額全額を支払う。
- 7 使用終了の月の使用日数が 31 日未満でも、使用料の月額全額を支払う。

(駐車場、又はその付属設備の損害)

第 12 条 運転者、又は同乗者が駐車場、又はその付属設備に損害を与えた場合、その自動車の使用者名義人は管理組合法人に対して損害賠償をしなければならない。

(事故、又は損害)

第 13 条 契約者、又は契約者の車の運転者が駐車場で他の自動車、又は第三者に損害を与えた場合は、当事者間で協議解決する。

(管理組合法人の免責)

第14条 自動車の損傷、又は自動車若しくはその内部搭載物品の盗難に対して、管理組合法人は、その責任を負わない。

2 管理組合法人は、第13条の事故、又は損害に関して責任を負わない。

(禁止事項)

第15条 契約者は、駐車以外の目的で駐車区画を使用してはならない。

2 契約者は、駐車区画に、工作物を設置したり、ガソリン、オイル、バッテリー、タイヤその他の物品を放置してはならない。

3 契約者は、駐車区画に、煙草の吸い殻その他のゴミを放置してはならない。

(使用者名義を証する書類の提出)

第16条 第5条を担保するために、管理組合法人は、自動車検査証の写しの提出を、契約者に要請することができる。この要請があれば、契約者は、自動車検査証の写しを管理組合法人に提出しなければならない。

(協議事項)

第17条 めじろ台ハイム管理組合法人管理規約、又はこの細則に定めない事項については、管理組合法人と契約者が協議して定める。

(細則の改廃)

第18条 この細則は、めじろ台ハイム管理組合法人管理規約第48条の四号に基づき管理組合法人総会の決議をもって改訂、又は廃止をする。

(細則の発効)

第19条 この細則は、平成29年11月1日に発効する。

ただし、駐車使用料の適用は平成30年1月1日（徴収は前月末日）とする。

駐車場使用細則改訂履歴

平成	27年	10月	17日	制定	第31回通常総会承認
平成	28年	10月	15日	改定	第32回通常総会承認
平成	28年	11月	1日	発効	
平成	29年	10月	21日	改定	第33回通常総会承認
平成	29年	11月	1日	発効	
2019年	10月	19日	改定	第35回通常総会承認	
2019年	11月	1日	発効		

様式 1

駐車場使用契約書

めじろ台ハイツの共用部分にある駐車場の一区画を使用することに関して、めじろ台ハイツ管理組合法人(以下、甲と称する)と(以下、乙と称する)の間で、下表の条件で駐車場使用契約を交わす。本契約と同時に、乙は自動車検査証の写しを甲に提出する。

契 約 開 始 日	20	年	月	日
契 約 終 了 日	20	年	3 月	31 日
乙が区分所有する専有部分の 住 戸 番 号		駐 車 区 画		
駐 車 場 使 用 料 (月 額)	円			
駐 車 す る 自 動 車 の 車 両 登 録 番 号				
駐 車 す る 自 動 車 の 車 種				

駐車場の管理運営及び使用に関し、甲と乙は、めじろ台ハイツ管理組合法人駐車場使用細則(以下、細則という)を順守することを誓約する。細則の第8条の第1項に則り、契約期間は延長できる。本契約書は2通作成し、甲乙各自が押印の上、各1通を保有する。

甲 名前 めじろ台ハイツ管理組合法人 印
住所 東京都八王子市櫛田町 1214 番地 1 めじろ台ハイツ 101

乙 名前 印
住所 東京都八王子市櫛田町 1214 番地 1 めじろ台ハイツ

20 年 月 日

様式 2

駐車場使用申込書

20 年 月 日

めじろ台ハイム管理組合法人殿

私は、めじろ台ハイム管理組合法人駐車場使用細則の全ての条項を承諾し、
駐車場の使用を申込みます。

区分所有者 氏 名	
住戸番号	

管理組合法人使用欄

--	--	--

様式 3

駐車場使用解約申込書

20 年 月 日

めじろ台ハイム管理組合法人殿

私は、めじろ台ハイム管理組合法人駐車場使用細則第 8 条 2 項に則り、
駐車場使用契約の解約を申込みます。

氏 名	
住戸番号	

管理組合法人使用欄

--	--	--

様式 4

駐車自動車車種変更届

20 年 月 日

めじろ台ハイム管理組合法人殿

私が駐車場に駐車する自動車を下記の通り変更しましたので、駐車場使用細則第 5 条第 3 項に則り自動車検査証の写しを添えて届けます。

氏 名	
住 戸 番 号	
駐 車 区 画	
車両登録番号	
車種(通称名)	
変 更 年 月 日	20 年 月 日

管理組合法人使用欄

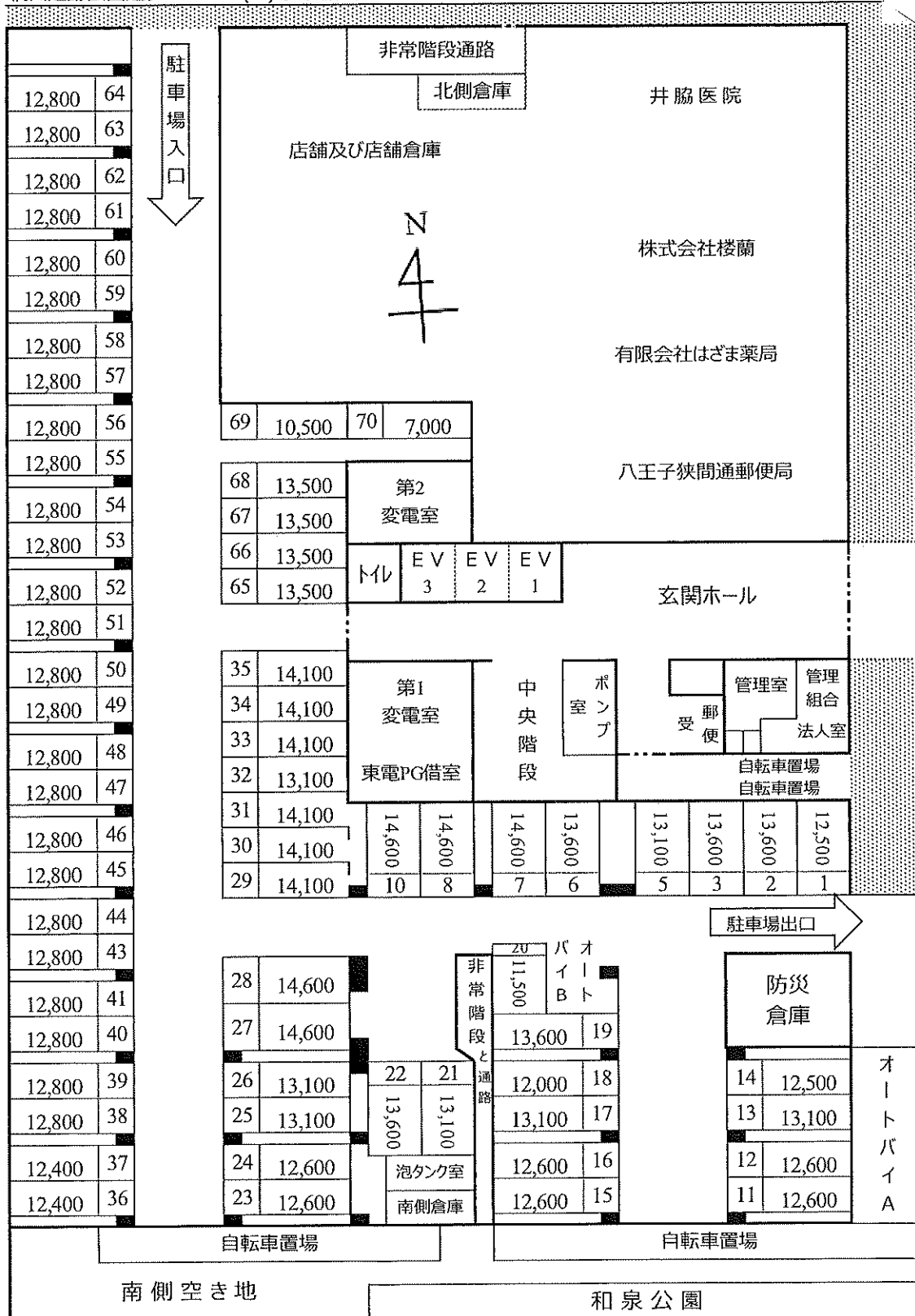
--	--	--

別表1 1階平面図第1駐車場配置と月額料金

梶田遺跡公園通り

(注) 駐車場欠番: 4、9、42

敷地境界及び専有部分境界を示す図ではない



めじろ台ハイム
オートバイ置場使用細則

平成26年10月18日

めじろ台ハイム管理組合法人

めじろ台ハイムオートバイ置場使用細則

(目的)

第 1 条 この細則は、めじろ台ハイムのオートバイ置場の管理運営および使用について必要な事項を定める。

(管理運営)

第 2 条 管理組合法人は、この細則に基づきオートバイ置場の管理運営にあたる。

(オートバイ置場の位置)

第 3 条 オートバイ置場の位置は、別添図面に示す区域内とし、他の場所での駐車は禁止する。

(使用者の資格)

第 4 条 オートバイ置場を使用できる者は、現にめじろ台ハイムに居住している者とする。

(オートバイ置場の使用手続き)

第 5 条 オートバイ置場の使用手続きは以下のとおりとする。

- ① オートバイ置場の使用を希望する者は、管理組合法人に使用申込書（様式 1）を提出する。
- ② 理事長は使用申込を受理し許可するときは、駐車位置を決める。
- ③ 申込者は使用を許可された時に第 7 条に定める使用料金を管理組合法人に支払う。

(使用期間)

第 6 条 使用期間は 1 年単位とし、毎年 7 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までとする。

- 2 使用期間の途中から使用を希望する場合は、使用の許可を受けた日から翌 6 月 30 日までとする。

(使用料金および支払い)

第 7 条 オートバイ置場の使用料金は駐車位置により 700 円／月、900 円／月の 2 種類とし、別表のとおりとする。

- 2 使用開始時に 1 年分を一括支払う。
7 月 2 日以降に使用する場合は使用開始時の暦月から翌 6 月までの月割料金を一括支払う。

(使用辞退)

第 8 条 使用辞退を希望する使用者は理事長に使用辞退申込書（様式 2）を提出する。

- 2 管理組合法人は、使用辞退の翌月から翌 6 月までの月割料金を使用者に払

い戻す。

(更新)

第 9 条 使用の更新は毎年 6 月に行う。使用の継続を希望する者は、第 5 条による使用手続きを取らなければならない。

(用途以外の使用禁止)

第 10 条 使用者は、オートバイ置場を駐車以外の用途に使用してはならない。

(損傷行為の禁止と賠償)

第 11 条 使用者は、オートバイ置場の施設を損傷してはならない。

2 前項にかかわらず使用者が故意または過失により前項の物件を損傷したときは、すみやかに復旧または損害賠償の責を負う。

(使用者の責任)

第 12 条 使用者は自己の責任においてオートバイを保管し、盗難、破損その他の事故の事由の如何を問わず使用者が被った損害につき、管理組合法人は一切責任を負わない。

(警告、罰則)

第 13 条 管理組合法人は、この細則に違反した者に対し勧告し、その勧告後もこれに応じないときはオートバイ置場の使用を禁止することができる。

2 管理組合法人は、放置されたとみなされるオートバイあるいは第 3 条に定められた場所以外に駐車されているオートバイは、当人に通知し、または警告を掲示の上、必要な手続きをした上で処分することができる。この場合、処分に係る費用は本人の負担とする。

(使用料金の決定)

第 14 条 オートバイ置場の使用料金は、総会が決定する。

(細則外の事項)

第 15 条 この細則に定めのない事項については理事会が決定する。

(改廃)

第 16 条 この規則の改廃は、総会が決定する。

(施行)

第 17 条 この細則は、平成 23 年 10 月 15 日より施行する。

使用細則改訂履歴

平成 24 年 10 月 20 日 改正 第 28 回通常総会承認

平成 26 年 10 月 18 日 改正 第 30 回通常総会承認

別表 オートバイ置場配置及び年額料金（円）

駐車位置番号	料金（円／月）
1～10、14～17、20～29	700
11、13、30～37	900

欠番：12, 18, 19

オートバイ置場 A

18	欠番
17	8,400
16	8,400
15	8,400
14	8,400
13	10,800
12	欠番
11	10,800
10	8,400
9	8,400
8	8,400
7	8,400
6	8,400
5	8,400
4	8,400
3	8,400
2	8,400
I	8,400

19	欠番
20	8,400
21	8,400
22	8,400
23	8,400
24	8,400
25	8,400
26	8,400
27	8,400
28	8,400
29	8,400
30	10,800
31	10,800
32	10,800
33	10,800
34	10,800

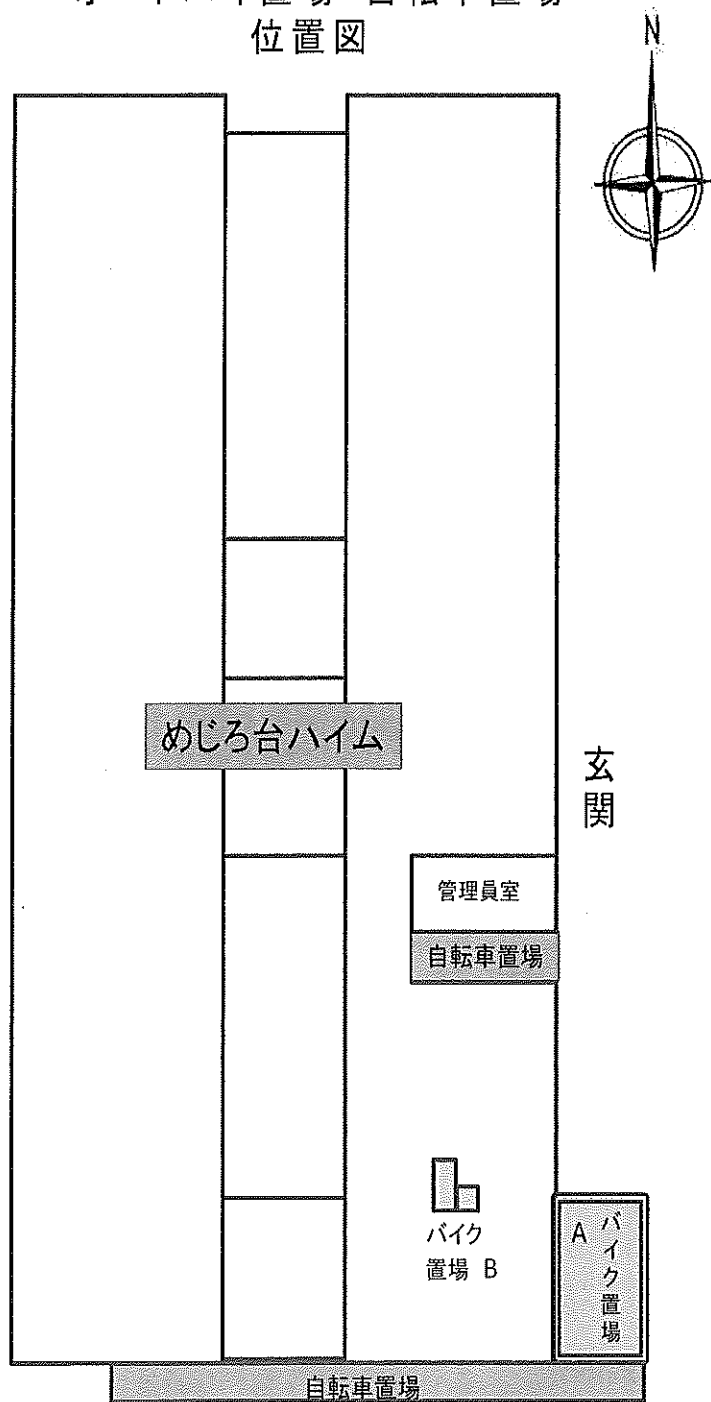
オートバイ置場 B

（駐車場 20 の隣）

35	10,800
36	10,800
37	10,800

別添図

オートバイ置場・自転車置場
位置図



様式 1

オートバイ置場使用申込書

平成 年 月 日

めじろ台ハイム管理組合法人殿

私はオートバイ置場使用の申込みをします。

申込者

氏名

住戸番号 号室

駐車位置 No.

様式 2

オートバイ置場使用辞退申込書

平成 年 月 日

めじろ台ハイム管理組合法人殿

私はオートバイ置場使用辞退の申込みをします。

申込者 氏名.....

住戸番号.....号室

駐車位置No.....

めじろ台ハイム 犬猫飼育細則

平成24年10月20日

めじろ台ハイム管理組合法人

めじろ台ハイム犬猫飼育細則

(趣 旨)

第1条 この細則はめじろ台ハイム管理規約（以下「規約」という）第18条に基づいて定められた使用細則（以下「細則」という）第12条（ペットの飼育）の規定に基づき、めじろ台ハイムにおける犬猫の飼育に関し、必要な事項を定めるものとする。

(犬猫の会)

第2条 犬猫を飼育する者（以下飼育者という）は犬猫の会を設置し、これに加入しなければならない

- 2 犬猫の会は、他の居住者との犬猫飼育に関するトラブルを未然に防ぎ、万一トラブルが発生した場合は責任を持ってトラブルの解決に当たると同時に速やかに理事長に報告し、その指示に従わねばならない。

(犬猫の会員の資格)

第3条 犬猫の会会員の資格は、めじろ台ハイムに居住するものが犬猫の飼育を始める時に取得し、犬猫を飼育できなくなった時又は犬猫の会から除名されたときに喪失する。

(飼育開始等の届出)

第4条 犬猫の飼育を開始しようとする者及び犬猫の死亡等により飼育しなくなった者は、犬猫の会を経由して犬猫飼育開始・終了届出書を理事長に提出しなければならない。

なお、飼育を開始する場合に様式 No2 の誓約書を必ず添えて届け出るものとする。

- 2 前項の届出書の様式は、様式 No1 の通りとし、法令、規約及びこの細則を遵守することを証するため、申請者が記名押印をしなければならない。

(飼育できない犬猫)

第5条 飼育できない犬猫は次の各号の一つに該当するものとする。

- 一 一つの専有部分に二種類か同種類二匹以上飼育すること
- 二 盲導犬と介助犬を除き、抱きかかえられないほど大きい犬。目安として成長時の体重10kg、頭から尾の付け根までの長さが50cm以上である犬
- 三 去勢していない猫（生後半年以内は除く）
- 四 人の身体に危害を加えたことのある犬猫
- 五 営利を目的として飼育する犬猫
- 六 他からの預かり犬猫

(飼育の明示)

第 6 条 飼育者は、犬猫の会が発行する標識を玄関に貼付し、犬猫を飼育していることを明示しなければならない。

2 建物内を移動する時は会員であることを明示しなければならない。

(写真の提出)

第 7 条 飼育者は、年に 1 回、定期的に最新の写真と飼育実態を犬猫の会に提出しなければならない。

(予防接種等)

第 8 条 飼育動物が犬の場合、飼育者は、毎年、「狂犬病予防法」(昭和 25 年法律第 247 号) 第 4 条で定められた登録及び第 5 条で定められた予防注射を行わなければならない。

2 飼育者は前項の予防注射及び登録について犬猫の会に文書で報告しなければならない。

(理事会への報告義務)

第 9 条 理事長が飼育動物について報告を求めたとき、飼育者及び犬猫の会は、遅滞なく必要書類を添付のうえ報告しなければならない。

2 犬猫の会は 2 ヶ月に 1 度理事会と情報交換をしなければならない。

(遵守事項)

第 10 条 飼育者は他の居住者の迷惑となる行為をさせないように、犬猫を適正に管理するために、次の各号を遵守しなければならない。

- 一 飼育は専有部分で行うこと
- 二 共用部分やバルコニー等で給餌、排尿、排便、ブラッシング、抜け毛等の処理をしないこと
- 三 盲導犬と介助犬を除きエレベーター、廊下等の共用部分等では必ず動物を抱きかかえるかケージに入れて運ぶこと。エレベーターを使う場合は 3 号機に限る。
- 四 共用庭等の敷地及び屋上等共用部分で動物を遊ばせる等の行為をさせないこと
- 五 動物の習性を理解し、適切に対応し放置しないこと

(飼育動物の虐待防止)

第 11 条 飼育者は「動物の保護及び管理に関する法律」(昭和 48 年法律第 105 号) 及び「犬及び猫の飼養及び保管に関する基準」(昭和 50 年総理府告示第 28 号) に基づき、飼育動物を虐待してはならない。

(飼育による飼主の責任)

第 12 条 飼育動物による汚損、破損、傷害等を起こした場合には、飼育者が

全責任を負わなければならない。また、他の犬猫の会全会員が連帯して責任を負う場合もある。

(理事長の勧告及び指示等)

第 13 条 飼育者が、この細則に違反した場合、理事長はその是正のため、必要な勧告又は指示若しくは警告を行うことができる。

(飼育の禁止)

第 14 条 飼育者が前条の勧告及び指示等に従わない場合、理事長はその動物の飼育を禁止することができる。

2 動物の飼育を禁止された者（以下「飼育禁止者という。」）は新たな飼育者を探す等、3 ヶ月以内に適切な措置を取らなければならない。

3 飼育禁止者は、再度動物を飼育してはならない。

4 飼育禁止者は、犬猫の会から除名処分となる。

(動物が死亡した場合の処理)

第 15 条 動物が死亡した場合、飼育者は動物霊園に葬る等、その死体を適切に処理しなければならない。

(細則の改廃)

第 16 条 この細則の変更又は廃止は、総会の決議を経なければならない。ただし、この細則の変更が規約等の変更を必要とする事項である時は、規約等の変更を経なければ、することができない。

(細則原本)

第 17 条 この細則を証するために、理事長及び理事長の指名する 2 名の区分所有者が記名押印した細則を 1 通作成し、これを細則原本とする。

2 細則原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面による請求があった時は、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

3 理事長は、所定の掲示場所に細則の保管場所を掲示しなければならない。

(暫定措置)

第 18 条 この細則が効力を発する平成 21 年 10 月 18 日現在、第 5 条一、二号に該当する犬猫を飼育している場合飼育者は様式 No4 の「一代限り犬猫飼育誓約書」を理事長に提出し一代限りの飼育許可を得るものとする。

その犬を建物内で移動をさせるときは、一代限りの飼育許可証を必ず標示し非常階段を使用することを原則とするが中央階段の使用も止むを得ないものとする。なお、移動時にはリードを短くして、飼い主側に寄せることとし他に恐怖または危害を与えないようにする。

附則

この細則は、平成 21 年 10 月 18 日から効力を発する。

犬猫飼育細則改訂履歴

平成	21 年	10 月	18 日	制定	第 25 回通常総会承認
平成	24 年	10 月	20 日	改正	第 28 回通常総会承認

様式 No 1

犬猫飼育（ 開始 終了 ）届出書

平成 年 月 日

めじろ台ハイム管理組合法人
理 事 長 殿

_____ 号室

申請者氏名 _____ 印

私は、めじろ台ハイム犬猫飼育細則第 4 条第 1 項の規定に基づき、この届出書により、下記のとおり飼育に関する届け出をします。

記

I. 飼育開始届

1. 種 類	犬	猫
2. 性 別	雄	雌
3. 生 後 年 月 数	生後約	年 月
4. 成長時の予測体長	約	_____ c m

II. 飼育終了届

1. 種 類	犬	猫
2. 終了年月日	平成	年 月 日
3. 終了理由		

以上

誓 約 書

平成 年 月 日

めじろ台ハイム管理組合法人
理 事 長 殿

号室

申請者氏名 _____ 印

私は、めじろ台ハイム管理規約及びめじろ台ハイム犬猫飼育細則を遵守し、他に危害・迷惑をかけないことを誓います。

万一違反をした場合には、めじろ台ハイム犬猫飼育細則第14条により飼育を禁止され犬猫の会から除名処分されても、一切異議申し立てをいたしません。

犬猫飼育承認書

平成 年 月 日

_____ 号室

申請者氏名 _____ 殿

めじろ台ハイム管理組合法人

理事長 _____ 印

平成 年 月 日に貴殿より申請のありました（ 犬 猫 ）の飼育につき、次のとおり決定いたしましたので、通知いたします。

1. 申請のとおり承認いたします。
2. 申請については、下記の条件により承認いたします。
3. 申請については、下記の理由により承認できません。

条件・理由

以上

一代限り犬猫飼育誓約書

平成 年 月 日

めじろ台ハイム管理組合法人
理 事 長 殿

号室

申請者氏名 _____ 印

私が飼育している（ 犬 猫 ）は、めじろ台ハイム犬猫飼育細則第5条一、
二号に該当しているにもかかわらず、第18条の適用を受け一代限りの飼育許可
を得ました。

今後、飼育に関して、めじろ台ハイム管理規約及びめじろ台ハイム犬猫飼育細
則を遵守することを誓います。

万一違反をした場合には、めじろ台ハイム犬猫飼育細則第14条により飼育を
禁止され犬猫の会から除名処分されても、一切異議申し立てをいたしません。

めじろ台ハイム
自転車置場使用細則

平成 26 年 10 月 18 日

めじろ台ハイム管理組合法人

めじろ台ハイム自転車置場使用細則

(目的)

第 1 条 この細則は、めじろ台ハイムの自転車置場（以下駐輪場という）の管理運営および使用について必要な事項を定めることを目的とする。

(管理運営)

第 2 条 管理組合法人は、この細則に基づき駐輪場の管理運営にあたる。

(駐輪場の位置)

第 3 条 駐輪場の位置は、別添図に示す区域内とし、他の場所での駐輪は禁止する。

- 2 普通自転車はサイクルスタンドの各使用者に割り当てられた位置に駐輪する。
- 3 子供用小型自転車は所定の場所に駐輪する。
- 4 来客または外来者の駐輪については、管理組合法人の指示した位置とし、これを遵守させる。

(使用者の資格)

第 4 条 駐輪場を使用できる者は、現にめじろ台ハイムに居住している者とする。

(使用台数の制限)

第 5 条 1 住戸当たりの使用台数は 2 台までとする。ただし、駐輪場に空きがあればこの限りではない。

(駐輪場使用手続き)

第 6 条 駐輪場の使用の手続きは以下のとおりとする。

- ① 駐輪場の使用を希望する者は、管理組合法人に所定の使用申込書(様式 1)を提出する。使用契約を更新する場合は、使用申込書の提出は不要とする。
 - ② 管理組合法人は、使用申込を受理し許可するときは、抽選により駐輪位置を決め、使用者の車両であることを示すステッカーを発行する。
 - ③ ステッカーと引き替えに、申込者は第 7 条に定める使用料金を管理組合法人に支払う。
- 2 毎年、使用期間の終了月の 3 月に、その時の使用者を含め、駐輪場の使用を希望する者は、前項①～③による使用手続きを行う。

(使用期間)

第7条 使用期間は1年単位とし、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

- 2 4月2日以降に使用を希望する場合は、使用の許可を受けた日から翌3月31日までとする。

(使用料金および支払い)

第8条 駐輪場の使用料金は次のとおりとする。

- ① 普通自転車 1,200円/年(100円/月)

4月2日以降の使用の場合は使用開始日から翌年3月末までの月割料金。1暦月で30日未満日数の使用でも100円/月。

- ② 子供用小型自転車 100円/年

4月2日以降に使用する場合においても100円。

子供用小型自転車とは、学齢が小学校6年生以下の者が使う自転車を指す。

- 2 使用料は1年分または翌3月までの月割料金を一括して使用開始時に支払う。

(使用辞退)

第9条 使用辞退を希望する使用者は使用辞退申込書(様式2)を提出する。

- 2 管理組合法人は、使用辞退の翌月から翌3月までの月割料金を使用者に払い戻す。ただし、子供用小型自転車については払い戻さない。

(ステッカー)

第10条 ステッカーは各自転車の原則として後輪カバーに貼り付ける。

- 2 ステッカーを破損あるいは紛失したときは、再発行を受ける(無料)。

(用途以外の使用禁止)

第11条 使用者は、駐輪場を駐輪以外の用途に使用してはならない。

(損傷行為の禁止と賠償)

第12条 使用者は、駐輪場の施設を損傷してはならない。

- 2 前項にかかわらず使用者が故意または過失により前項の物件を損傷したときは、すみやかに復旧または損害賠償の責を負う。

(使用者の責任)

第13条 使用者は自己の責任において自転車を保管し、盗難、事故その他の事

由の如何を問わず使用者が被った損害につき、管理組合法人は一切責任を負わない。

(警告、罰則)

第14条 管理組合法人は、この細則の遵守義務違反した者に対し是正勧告をし、その勧告後も是正に応じないときは、駐車場の使用を禁止することができる。

(放置自転車等)

第15条 管理組合法人は、放置されたとみなされる自転車あるいは第3条に定められた場所以外に駐輪されている自転車は本人に通知し、または警告を掲示の上、処分することができる。
この場合の処分に係る費用は本人の負担とする。

(使用料金の決定)

第16条 駐輪場の使用料金は、総会が決定する。

(細則外の事項)

第17条 この細則に定めのない事項については理事会が決定する。

(改廃)

第18条 この細則の改正及び廃止は、総会が決定する。

(効力)

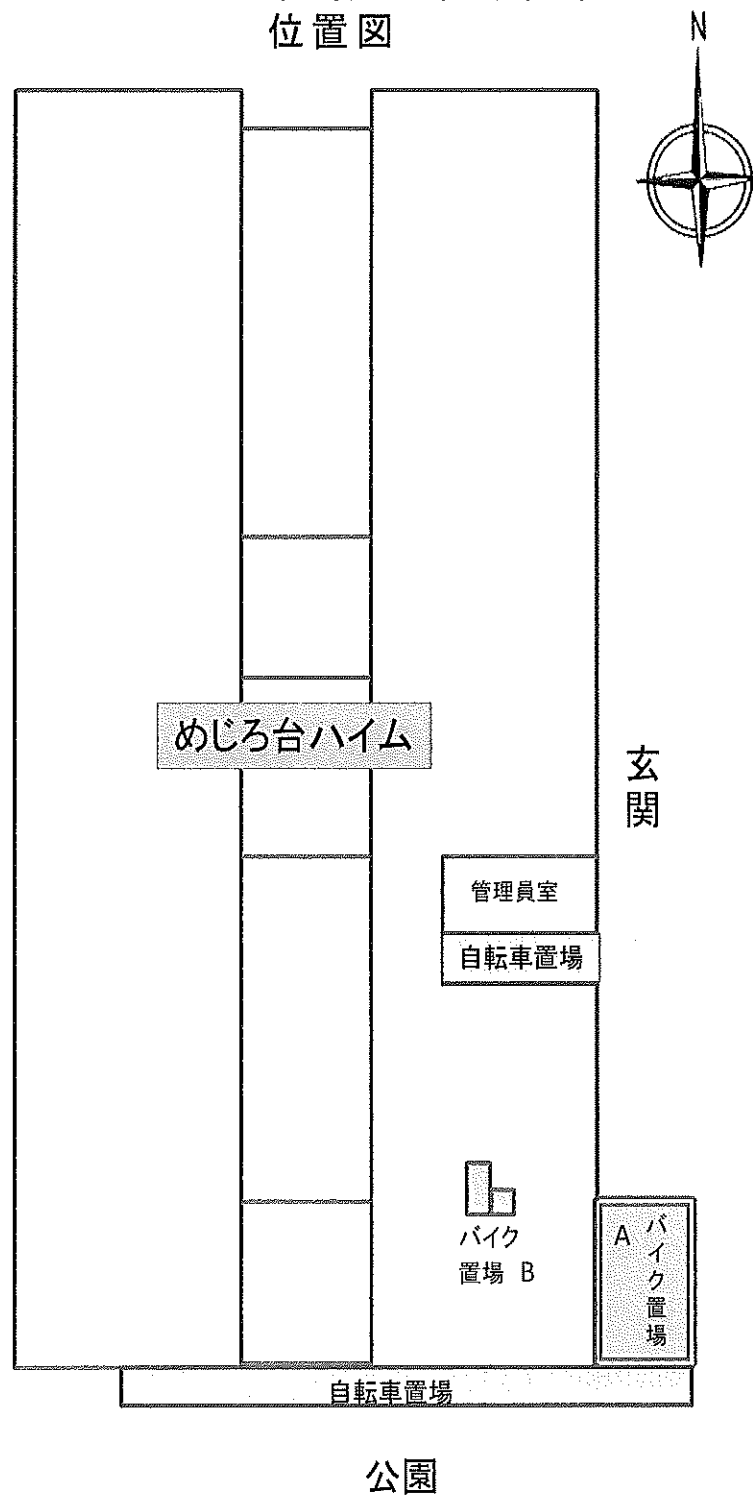
第19条 この細則は、平成23年10月15日より効力を発する。

使用細則改訂履歴

平成 24 年 10 月 20 日 改正	第 28 回通常総会承認
平成 26 年 10 月 18 日 改正	第 30 回通常総会承認

別添図

オートバイ置場・自転車置場
位置図



様式 1

平成 年度

自転車置場使用申込書

平成 年 月 日

めじろ台ハイム管理組合法人殿

私は自転車置場使用の申込みをします。

申込者 氏名

住戸番号 号室

(抽選による) 駐輪位置 No.

様式 2

自転車置場使用辞退申込書

平成 年 月 日

めじろ台ハイム管理組合法人殿

私は自転車置場使用辞退の申込みをします。

申込者 氏名.....

住戸番号.....号室

駐輪位置No.....

めじろ台ハイム 集会室使用細則

平成 26 年 10 月 18 日

めじろ台ハイム管理組合法人

めじろ台ハイム集会室使用細則

(目的)

第 1 条 めじろ台ハイムの共有施設である集会室の管理及び利用については、この規則を守り、居住者相互の協力によって、生活の質的向上を図ることを目的とする。

(管理責任者)

第 2 条 集会室の管理責任者は、めじろ台ハイム管理組合法人理事会とする。

(使用者の範囲)

第 3 条 めじろ台ハイム居住者で、理事会が適当と認めた個人あるいは団体が主催し、居住者の親睦、生活の質的向上を図るための会合、催事に使用することができる。

ただし、政治、思想、宗教活動を目的とした使用を禁止する

(使用の範囲)

第 4 条 集会室は次の場合に使用することができる。

- 一 めじろ台ハイム管理組合法人が行う運営上の会議及び集会
- 二 居住者の冠婚葬祭
- 三 居住者の団体が会合、または行事を目的とする場合
- 四 居住者の親睦をはかるための会合、催事
- 五 業者が商品の展示または販売のために使用する場合であって、居住者の利便に寄与するなど、管理責任者が認めた時
- 六 前各号に掲げるほか、管理責任者が特に認めた場合

(使用料金)

第 5 条 使用料金の徴収は次のとおりとする。なお、徴収した料金は管理組合法人の管理費の収入とする。

有料の場合は 1 時間を単位とし、1000 円／時間とする。1 時間未満も 1 時間とみなす。支払い条件は使用後現金払いとする。ただし、毎週定期的に使用する場合は、月末に一括払いとする。

上記料金にかかわらず使用する目的、内容によっては別料金とすることがある。

一 無料の場合

- ① めじろ台ハイム管理組合法人運営上の会議、集会
- ② 居住者の冠婚葬祭
- ③ 組合員と居住者の親睦とボランティア活動のための会合又は催事
- ④ 管理責任者の認めた公共の目的に使用する場合

二 有料の場合

前号以外の目的に使用する場合。

但し、前号の③の場合、組合員又は居住者以外の者が講師として参加する場合は無料だが、それ以外の目的で参加する場合は、有料。

(使用時間)

第6条 利用時間は、原則としては午前9時～午後6時までとする。

ただし、管理責任者が認めた場合は時間を変更することができる。

(使用の受付)

第7条 使用の受付は以下の通りとする。

- 一 管理組合法人が主催する運営上の集会および公共の目的に使用する場合、または、これに準ずる目的で管理責任者が認めた場合は優先して受け付ける。
- 二 前項以外の場合は、集会室を利用する日の1か月前から管理員室で受け付ける。
ただし、小学生以下の場合は、当日監督できる保護者を使用責任者として申込書に連署する。
- 三 使用申し込み後、目的、内容に変更が生じた場合は、直ちに変更の手続きをしなければならない。

(使用の承認)

第8条 管理責任者は、申込者の使用目的が細則等に違反している場合、あるいは違反の恐れのある場合は、その使用を認めない。

(使用者の注意義務)

第9条 使用者は集会室を使用するときは次の注意を払わなければならない。

- 一 使用者及び使用責任者は、集会室の秩序の維持に努め、他に迷惑を及ぼす行為は慎まなければならない。
- 二 使用者が故意あるいは過失により建物および付属設備、什器、備品等を破損または紛失した場合は、直ちにその使用責任者の費用をも

って現状を回復するものとする。また、使用中に発生した事故についても、理由の如何を問わず使用責任者がその責任を負うものとする。

- 三 使用責任者は使用終了後必ず清掃、後片付け、点検、確認をして戸締りをしなければならない。

(制限)

第 10 条 管理責任者は必要によって集会室の一時閉鎖、使用期間、使用人員、その他について制限し、また使用を取り消すことができる。

(効力)

第 11 条 この細則は、平成 24 年 10 月 20 日から効力を発する。

集会室使用細則改訂履歴

昭和 60 年 2 月 3 日 改正

昭和 62 年 1 月 1 日 改正

平成 22 年 4 月 16 日 改正

平成 24 年 10 月 20 日 改正

平成 26 年 10 月 18 日 改正

第 28 回通常総会承認

第 30 回通常総会承認

めじろ台ハイム集会室使用手続きおよび心得

第1条. 申込

1. 理事会、和泉会、犬猫の会、花の会及び愛の手以外の者が使用する場合は、次の手順で、集会室の使用を申し込む。
 - (1) 管理員室に用意してある「めじろ台ハイム集会室使用申込書」に所定事項を記入し、捺印して申し込む。
 - (2) 提出した「めじろ台ハイム集会室使用申込書」に記載した日時経過後に新たに使用を申し込む時は、再度「めじろ台ハイム集会室使用申込書」を提出する。
2. 理事会、和泉会、犬猫の会、花の会及び愛の手が使用する場合は、集会室のスケジュール表に使用日時を事前に記載する。

第2条. 集会室の鍵の受渡し

1. 理事会、和泉会、犬猫の会、花の会及び愛の手以外の者が使用する場合は、使用当日に、使用当日管理員室で受け取る。ただし、管理員の休務日（土曜・日曜・祭日）に使用する場合は前日に受け取る。使用者は使用後速やかに返却する。ただし、休務日の場合は休務明けに返却する。
2. 理事会、和泉会、犬猫の会、花の会及び愛の手が使用する場合は、管理人又は登録している鍵保有者から借りる。

第3条 近隣居住者への配慮

使用者は集会室前の廊下では居住者に迷惑がかからないように注意する。

使用者は窓から外に出てはならない。

第4条 集会室の設備等の取扱い

使用者は集会室に備え付けてあるエアコン、机、椅子等は責任をもって、丁寧かつ大事に使用する。

第5条 掃除・整頓

使用者は使用後、掃除・整理整頓を必ず行う。（管理責任者は、状況次第では次回からの使用を禁ずることができる）

また、私物、不要物の放置を禁止する。忘れ物が紛失しても管理責任者は責任を負わない。

第6条. 退室時

使用者は諸点検を行い、備え付けの‘チェックシート’に記入する。

集会室使用申込書

平成 年 月 日

めじろ台ハイム管理組合法人殿

住戸番号.....号室

氏名.....印

下記により集会室を使用したいので申し込みいたします。

1. 使用者：
2. 使用日時：
3. 使用人数：
4. 使用目的：

申し込みのありました集会室の使用を承認いたします

平成 年 月 日

めじろ台ハイム管理組合法人

担当理事

氏名

印

めじろ台ハイム
各階理事の選出に関する細則

平成25年10月19日

めじろ台ハイム管理組合法人

各階理事の選出に関する細則

(目的)

第 1 条 この細則は管理規約第 3 5 条に規定された各階理事の選出方法について定める。

(各階理事の選出方法)

第 2 条 各階理事は、1 階から 11 階までの各階から 1 名が就任する。但し、住戸数の少ない 1 階と 3 階は 1 ブロックとして扱う。前年度の各階理事の次の部屋番号の住戸を所有する組合員(以下、「当該組合員」という)が、当年度の各階理事に就任する。ここでいう次の部屋番号とは、1 つ数字の多い部屋番号をいう。最終番号の部屋番号に至れば、次年度は、下二桁が 01 の部屋番号の居住区の組合員が各階理事に就任する。

(総会での報告)

第 3 条 選出された各階理事は、通常総会にて報告される。

(親族の就任)

第 4 条 当該組合員が就任できない場合は、代わりにめじろ台ハイムに居住する当該組合員の配偶者又は成年に達した三親等以内の親族の一人が各階理事に就任する。

(就任の辞退)

第 5 条 当該組合員及び前条で規定した親族は、原則として就任を辞退できない。

- 2 やむをえない事情により就任できない場合は、就任辞退申請書(様式 1)を理事会に提出する。
- 3 理事会は、就任辞退申請書に基づき、辞退希望者と面談のうえ、就任辞退の承認又は不承認を決定する。
- 4 理事会は、辞退希望者に辞退理由を証明する書類の提出を要請することができる。
- 5 理事会より辞退を認められた組合員は、職務委託料として金 5 万円を総会直後(10 月末)の翌月分管理費等引落時に、同じ口座から同時に支払う。遅延が発生した場合は、管理組合別表 7 に従う。支払いは当該年度限りとする。尚、辞退後 5 年以内に、当該組合員の辞退理由が解消され、申し出により各階理事もしくは事務局理事に就任した場合は、支払われた職務委託料は返還される。
- 6 過去に理事を経験したことは、各階理事就任を辞退する理由にはできない。

(次の住戸の組合員による就任)

第 6 条 次に掲げる場合は、当該組合員の次の番号の住戸を所有する組合員が各階理事に就任する。

- 一 理事会が当該組合員の辞退を承認した場合
- 二 当該組合員が、事務局理事または監事に就任している場合
- 三 当該組合員がめじろ台ハイムに複数の住戸を所有し、順番となった住戸に主として居住していない場合

(細則外の事項)

第 7 条 この細則に定めのない事項については理事会が決定する。

(改廃)

第 8 条 この規則の改正及び廃止は、総会にて決議する。

(施行)

第 9 条 この細則は、平成 23 年 10 月 15 日より施行する。

付則

(経過措置)

24 年度の各階理事は、抽選で住戸番号を決め、平成 24 年 1 月 1 日付けで就任する。

細則改訂履歴

平成	24 年	10 月	20 日	改正	第 28 回通常総会承認
平成	25 年	10 月	19 日	改正	第 29 回通常総会承認

めじろ台ハイム
南側空き地運用規則

平成27年7月18日

めじろ台ハイム管理組合法人

南側空き地運用規則

(目的)

第1条 この規則は、管理規約第32条（管理組合法人の業務）の九号（敷地及び共用部分等の変更及び運営）に基づき、めじろ台ハイム南側空き地（以下空き地という）の運用について定める。

(使用目的)

第2条 空き地は次の事項について利用することができる。

- 一 管理組合法人が行う行事（防災訓練、餅つき大会等）
 - 二 和泉会、花の会が行う活動（朝の体操等）
 - 三 管理組合法人が行う工事に関する使用（資機材置き場、代替駐車場等）
 - 四 共用部分、専用使用部分、専有部分の工事業者の車両駐車
 - 五 管理組合法人が委託した業務を行う業者の車両駐車（清掃、設備点検、管理員等）
 - 六 居住者の介護福祉のための業者等の車両駐車
- 2 空き地は区分所有者及び居住者の親族、知人の車両の駐車に使用することはできない。

(車両の駐車)

第3条 空き地に駐車する場合は、次の手続きを取らなければならない。

- ・運転者（車両保有者）自身が管理員に申し出、「めじろ台ハイム業者入室届」に必要事項を記載し、「駐車許可書」を受け取る。
 - ・「駐車許可書」は車両の見やすい場所におく。
 - ・「駐車許可書」は出庫時に管理員または管理員の指定した場所に返還する。
- 2 駐車申込の受付時間は次の通りとする。
- 平日 8:40～17:00
- 土曜 8:40～11:30
- 3 駐車できる時間は次の通りとする。
- 平日/土曜 8:40～17:30
- 4 日曜、祝日、及び年末年始は駐車できない。

○

○

(規則外の事項及び規則の改廃)

第4条 この規則に定めのない事項及びこの規則の改正及び廃止は理事会が決定する。

(効力)

第5条 この規則は平成27年7月18日より効力を発する。

南側空き地運用規則履歴

平成 24 年 9 月 16 日 制定	理事会承認
平成 24 年 11 月 9 日 改訂	管理組合→管理組合法人に 文言変更
平成 27 年 7 月 18 日 改訂	理事会承認 第3条2項を改訂、3項、4項を追加

